

「合併協議に関する覚書」締結のお知らせ

本学会誌の58巻10号（2015年）の会告でお知らせ致しましたように、一般社団法人日本真空学会と公益社団法人日本表面科学会は、両学会を発展的に統合し、新たな学会を創生する可能性に向けた検討に入ることによって2015年7月に合意をしておりました。

この度2016年3月及び4月に開催された両学会理事会での承認を経て、2016年5月19日に下記のとおり「合併協議に関する覚書」を締結いたしましたので、会員の皆様に報告させていただきます。

今後はこの覚書に基づき、両学会長を共同委員長とする合併検討委員会を設置し、またそれぞれの検討項目に対して両学会間の情報交換、課題抽出、合併後の活動方針などを議論するための分科会を設けて、合併に係る検討及び協議を進めて参ります。

会員の皆様の英知を結集し、学会としてさらなる発展を目指していく所存です。ぜひ両学会の合併に関する皆様のご意見をお寄せください。

平成28年6月 一般社団法人日本真空学会 会長 齊藤芳男
公益社団法人日本表面科学会 会長 荻野俊郎

記

合併協議に関する覚書

公益社団法人日本表面科学会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本真空学会（以下「乙」という。）は、それぞれの強みを相補的に生かしながら連携を深めることによって、学術的にも国際的にも存在感を増して当該分野を牽引し、さらに産業界との連携強化を図って日本の科学技術産業の発展に資することを目的として合併に関する検討と協議を行うために、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、対等な精神をもって合併することを基本方針とし、両者の間で今後、検討及び協議を進めた上で、合併の形式を正式に決定する。

2 甲及び乙の名称及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

名称 公益社団法人日本表面科学会
住所 東京都文京区本郷2丁目40番13号

(2) 乙

名称 一般社団法人日本真空学会
住所 東京都港区芝公園3丁目5番8号

（合併の手順）

第2条 本覚書の締結後、甲及び乙による検討及び協議の上、合併の最終的な内容及び条件の詳細を定める法的拘束力のある合併契約書の締結を行い、甲及び乙のそれぞれの社員総会での承認を得た後に、新法人の設立を目指す。

（情報の開示）

第3条 甲及び乙は、合併検討のために財務諸表等の必要な情報を相互に開示するものとする。

2 開示された情報は、漏えいに十分注意するとともに、合併検討以外の目的に使用してはならない。

3 合併の検討および協議が解消された場合には、甲及び乙は開示された互いの情報を速やかに処分するものとする。

（合併の検討委員会）

第4条 甲及び乙は、円滑な合併の実現に向けて、各学会長を共同委員長とする合併検討委員会、及び、それぞれの検討項目に対して当該各学会長が各々指名する担当者により組織される分科会において、合併に係る検討及び協議を進める。

（合併承認）

第5条 甲及び乙は、平成29年5月末日を目途として合併の判断を行い、合併契約書についてそれぞれの社員総会の承認を

得るものとする。ただし、合併手続き等の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本覚書締結後、合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

(合併条件の変更等)

第7条 本覚書締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変、その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本覚書を解除することができる。

(本覚書に定めのない事項)

第8条 本覚書に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本覚書の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年5月19日

甲 東京都文京区本郷2丁目40番13号
公益社団法人日本表面科学会

会長 荻野 俊郎

乙 東京都港区芝公園3丁目5番8号
一般社団法人日本真空学会

会長 齊藤 芳男